令和６年６月 27 日 更新
株式会社 公論出版　編集部

『自動車検査員教習試験 問題と解説 関東運輸局編 令和６年版』に関するお詫びと訂正のお願い

弊社書籍『自動車検査員教習試験 問題と解説 関東運輸局編 令和６年版』の内容につきまして、誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以下の通り訂正致しますので、ご購読者様におかれましては、お手持ちの書籍本体及び別冊解答に加筆訂正をお願い致します。

大変、お手数ご不便をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

■書籍本体

<table>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内容（太字の様に訂正）</th></tr>
<tr><td>80</td><td>上部の編注</td><td>
<table>
<tr><th>試問の別</th><th>実施年月</th><th>自動車の製作年月日</th><th>設定概要</th></tr>
<tr><td>令和５年度第１回</td><td>令和５年７月</td><td>令和２年５月１日</td><td>試問実施の３年前</td></tr>
<tr><td>令和５年度第２回</td><td>令和6年２月</td><td>令和３年２月１日</td><td>試問実施の3年前</td></tr>
<tr><td>令和４年度第１回</td><td>令和４年７月</td><td>令和元年７月１日</td><td>試問実施の３年前</td></tr>
<tr><td>令和４年度第２回</td><td>令和5年２月</td><td>令和２年２月１日</td><td>試問実施の3年前</td></tr>
<tr><td>令和３年度第１回</td><td>令和３年７月</td><td>設問中個別に設定</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和３年度第２回</td><td>令和4年２月</td><td>設問中個別に設定</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>令和3年２月</td><td>設問中個別に設定</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和元年度第１回</td><td>令和元年７月</td><td>設問中個別に設定</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和元年度第２回</td><td>令和2年２月</td><td>設問中個別に設定</td><td>－</td></tr>
</table>
４．略。
※「第４章　年度別試験問題」も同様。
※第2回目を受検される方に対しては「令和４年２月１日」と設定すべきであろうが、解答が異なる出題がなかったことから「令和３年７月１日」に統一した。
</td></tr>
<tr><td>126</td><td>表、平成 28 年１月１日～の列、個数</td><td>▪ 長さが6ｍを超える乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び長さが６ｍを超える貨物自動車…２個、３個又は４個</td></tr>
<tr><td rowspan="4">201</td><td rowspan="2">問１．(3) における（　）内の数字</td><td>上から 17 行目右側「(③) t 以下」を「(①) t 以下」に</td></tr>
<tr><td>下から 11 行目及び 10 行目「(④) mm」を「(②) mm」に</td></tr>
<tr><td rowspan="2">問１．(3) における選択肢</td><td>下から６行目右側「③の選択肢」を「①の選択肢」に</td></tr>
<tr><td>下から５行目右側「④の選択肢」を「②の選択肢」に</td></tr>
<tr><td>204</td><td>問 14.</td><td>下から８行目　「高さ１ｍ直径（⑲）cm ～を「高さ１ｍ直径（⑲）m」</td></tr>
</table>

■別冊解答

<table>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内容（太字の様に訂正）</th></tr>
<tr><td>7</td><td>⑫物品積載装置
問５．解説部分</td><td>５…○（3.05m × 1.60m × 0.32m ＝ 1.56…m³
0.1m³ 未満切り捨て⇒ 1.5m³
2t ÷ 1.5m³ ＝ 1.333…t/m³ ≧ 1.3t/m³）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">11</td><td>左列、下から 15 行目
【２】問 13.</td><td>13．⑱エ（1.0）：⑲ア（30）~~：⑳イ（0.3）~~ 削除
注：【２】問 13 について、改正により出題時の問題を改変。出題時は選択肢が３個であったが、改変により２個に変更。従って、「⑳イ（0.3）」を削除。</td></tr>
<tr><td>右列、上から 20 行目
【２】問９．解答</td><td>９．○［車両法 91 条１項、２項］</td></tr>
<tr><td>右列、下から９行目
【２】問 19. 解答</td><td>19. ×［指定規則８条３項］</td></tr>
</table>

令和７年１月 22 日　更新

(株)公論出版 編集部

『自動車検査員教習試験 問題と解説 関東運輸局編 令和６年版』に関するお詫びと訂正のご案内

『自動車検査員教習試験 問題と解説 関東運輸編 令和６年版』の内容につきまして別冊速報の模範解答に誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以下の通り訂正致します。

ご購読者様におかれましては、お手持ちの冊子に加筆訂正をお願い致します。

大変、お手数ご不便をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

※下記の訂正とお手持ちの別冊速報を照らし合わせて適宜、加筆訂正の方をお願い致します。

※下記の２枚の模範解答（修正済）は印刷してご自由にお使い下さい。

	誤	**問題　その１** **【１】** ５．⑤ア（最低地上高） 11．⑬エ（何人も） 12．⑭エ（2.00）：⑮エ（1.70） 13．⑬ウ（左上部） **【３】** ７．㉓エ（解任） ８．㉔ア（証明） **問題　その２** **【１】** ６．○（前列席のみでよい）［審査規程７－45－１］ **【２】** ５．⑥イ（450）［審査規程７－36－３（１）③］ 10．⑬エ（10）：⑭ウ（12,000） ［審査規程９－８（3）②］
	正	**問題　その１** **【１】** ５．⑤**エ**（最低地上高） 11．⑫エ（何人も） 12．⑬エ（2.00）：⑭エ（1.70） 13．⑮ウ（左上部） **【３】** ７．㉓**ウ**（解任） ８．㉔**イ**（証明） **問題　その２** **【１】** ６．**×**（前列席のみでよい）［審査規程７－45－１］ **【２】** ５．⑥**エ**（**600**）［審査規程７－36－３（**２**）］ 10．⑬エ（10）：⑭**イ**（**6,400**） ［審査規程９－８（3）②］

模範解答（公論出版調べ）

問題　その１

【１】

１．①イ（整備）
２．②エ（構造）
３．③ア（整備）
４．④イ（識別）
５．⑤エ（最低地上高）
６．⑥ウ（運行）
７．⑦ア（検査）：⑧エ（有効な）
８．⑨ア（有効期間）
９．⑩ウ（15 日）
10．⑪ウ（使用）
11．⑫エ（何人も）
12．⑬エ（2.00）：⑭エ（1.70）
13．⑮ウ（左上部）

【２】

１．×（６月ごと⇒３月ごと）
［車両法 48 条１項１号］
２．○［車両法 61 条１項］
３．×（使用者からの請求の有無に係わらず、交付しなければならない）［車両法 91 条２項］
４．×（普通（小）では最大積載量２ｔ以下の普通貨物自動車までが対象となる）
［車両法 91 条の２　２項、指定規則　５号様式備考］
５．×（点検整備が完了したとはみなされない）
［車両法 94 条の５　１項、整備事業の取扱い　別添３第５（２）］
６．○［車両法 94 条の５の２　１項］
７．○［車両法 94 条の５　５項、指定規則７条２項］
８．×（特定整備に該当する）
［施行規則３条１項８号イ］
９．○［施行規則 37 条の４　１項］
10．○［車両法 62 条１項、施行規則 39 条］
11．×（特定整備事業者として規定事項を記載する必要があるが指定番号の記載は求められていない）［車両法 91 条１項］
12．○［点検基準　別表６］
13．×（電磁的方法により（中略）押印することを要しない）［指定規則７条１項］
14．×（令和６年６月 30 日⇒令和６年６月 29 日）［指定規則９条１項］
15．○［車両法 94 条の９、81 条、指定規則 11 条］
16．×（運行の用に供することができない）
［自賠法８条］
17．×（保安基準適合証を交付してはならない）
［自賠法９条７項］
18．○［自動車部品の取扱い１（２）（３）］
19．×（全員が署名及び押印する）
［整備事業の取扱い　別添３の２第２（４）］
20．○［整備事業の取扱い　別添３の２　３（１）イ］

【３】

１．⑯ウ（完了）
２．⑰エ（使用者）：⑱ア（整備）
３．⑲イ（経営）
４．⑳ア（標識）
５．㉑エ（遵守）
６．㉒ウ（設備）
７．㉓ウ（解任）
８．㉔イ（証明）
９．㉕ア（検査）
10．㉖エ（公務）
11．㉗エ（エーミング）
12．㉘イ（操縦操作）
13．㉙イ（校正）：㉚ウ（１年）

問題　その２

【１】

１．×（けん引することを目的としている）
［審査規程１－３］
２．○（９㎝以上であること）
［審査規程７－３－１②イ（ア）］
３．×（基本的に溶接補修は不可）
［審査規程７－22－２⑭］
４．×（突出して積載するおそれがないため最遠軸距の２/３以下であればよい）
［審査規程７－28－１（7）］
５．○［審査規程７－35－１（１）］
６．×（前列席のみでよい）［審査規程７－45－１］
７．×（３回測定する）

［審査規程９－５、別添 10　6］

８．○［審査規程９－７、別添 11　4　4（3）］

９．○（下縁高さ 250 ｍｍ以上であること）

［審査規程７－70－３②］

10．○［審査規程７－74－２②］

11．×（毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること）

［審査規程７－91－３（２）①、７－93（１）①］

12．×（黄色回転灯本体の取り外しが必要）

［審査規程４－４（１）②ア］

13．×（非常信号用具を備えなければならない）

［審査規程７－98－１］

14．○［審査規程７－106－２－１（１）②］

15．○［審査規程７－110、細目告示 148 条２項］

【2】

１．①ウ（3.8）［審査規程７－２－１（1）］

２．②ア（20）［審査規程７－６－１（1）①］

３．③ウ（500）［審査規程７－11－６－１（2）①］

４．④イ（30）：⑤エ（50）

［審査規程７－28－１（3）①］

５．⑥エ（600）［審査規程７－36－３（2）］

６．⑦ア（100）［審査規程７－37－１（2）①］

７．⑧ウ（1.5）：⑨ア（1.3）

［審査規程７－52－１（1）②］

８．⑩ウ（70）［審査規程８－54－１（1）②］

９．⑪ア（１）：⑫イ（300）

［審査規程７－59、細目告示 119 条１項 10 号］

10．⑬エ（10）：⑭イ（6,400）

［審査規程９－８（3）②］

11．⑮ウ（６）［審査規程７－78－１①］

12．⑯ウ（350）［審査規程７－81－３（1）②］

13．⑰ウ（1,500）：⑱イ（250）

［審査規程７－85－３（1）③］

14．⑲イ（７）［審査規程７－86－１］

15．⑳ア（94）［審査規程７－106－２－１（3）③］

【3】

㉑（3840 ＋ 2780 ＋ 2120 ＋ 2030）÷（1240 ＋ 880 ＋ 55）≒ 4.951…⇒ 4.95

㉒ 4.90

㉓○

㉔（2120 ＋ 2030）÷ 880 ＝ 4.715…⇒ 4.71

㉕ 0.98

㉖○

㉗（3840 － 2780）÷（1240 ＋ 55）＝ 0.818…⇒ 0.82

㉘ 0.78

㉙×

㉚（2120 － 2030）÷ 880 ＝ 0.102…⇒ 0.11

㉛ 0.78

㉜○

㉝（2410＋2180）÷（1240＋880＋55）＝ 2.110…⇒ 2.11

㉞ 1.96

㉟○